

社会福祉法人泉の園

役員及び評議員・その他の役員の報酬等に関する規程

社会福祉法人泉の園
役員及び評議員・その他の役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉の園の役員及び評議員・その他の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 この規程でいう役員等とは、理事・監事及び評議員をいう。

3 この規程でいうその他の役員とは、第三者委員及び評議員選任・解任委員をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で、法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で、法人及び施設の運営のために理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外で、法人及び施設の運営のために理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(その他の役員の報酬)

第6条 その他の役員が法人及び施設の運営のためにその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員等及びその他の役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員及びその他役員は、この規程を適用しない。

(報酬等の支給方法)

第9条 報酬等は、現金をもって本人にその都度支払うものとする。ただし、第7条の出張旅費については「旅費精算書」の提出の後、速やかに支払うものとする。

(改正)

第 10 条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(その他)

第 11 条 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

附則

この規程は、2000 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、2005 年 7 月 24 日より改正する。

この規程は、2017 年 6 月 17 日より改正する。(2017 年 4 月 1 日より適用)

この規定は、2018 年 4 月 1 日より改正する。

別表 1

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	2,000 円
評議員会出席報酬等	2,000 円

※ 上記の金額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。

※ 理事会と評議員会を同日に開催した場合等、会議が 1 日複数回あった場合に於いても 1 回分の支給とする。

別表 2

名 称	報 酬
理事及び評議員業務報酬等	2,000 円
監事監査指導報酬等	2,000 円
第三者委員連絡会等	2,000 円
評議員選任・解任委員会等	2,000 円

※ 上記の金額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。

※ 会議が 1 日複数回あった場合に於いても 1 回分の支給とする。

別表 3

旅 費	宿泊費	日当	その他
実 費	8,000 円	1,000 円	実 費

※ 宿泊費が参加費に含まれる場合は、その実費。

※ 日当については、6 時間以上の場合。